

第7節 災害ボランティアの受け入れ・支援計画

第1項	受け入れ窓口の設置 及び関係機関・団体との連携	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 福祉班
第2項	ボランティアの応急活動支援	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

東日本大震災では広域かつ大規模な災害発生により、自助、共助、公助の防災連携機能が一時的にマヒした。そのような混乱期に各地から自主的に支援に参集したボランティアの活動は、被災により疲弊した地域の復旧・復興の大きな後押しとなった。このように大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、市は国、県や社会福祉協議会、福岡県災害ボランティア連絡会等、関係団体との連携・協力のもと、ボランティアの受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境の整備に努め、またボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

第1項 受け入れ窓口の設置及び関係機関・団体との連携

1. 現地災害ボランティア本部の設置

大規模な災害発生に際し、市社会福祉協議会及び市は、福岡県災害ボランティア連絡会や県が中心となって設置する災害ボランティア本部（またはボランティアセンター、以下同じ）からの協力・支援を得ながら、現地災害ボランティア本部を設置する。

この現地災害ボランティア本部は、基礎的なボランティア組織として地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの追加募集、受付、被災現場へのボランティアの派遣等を行う。

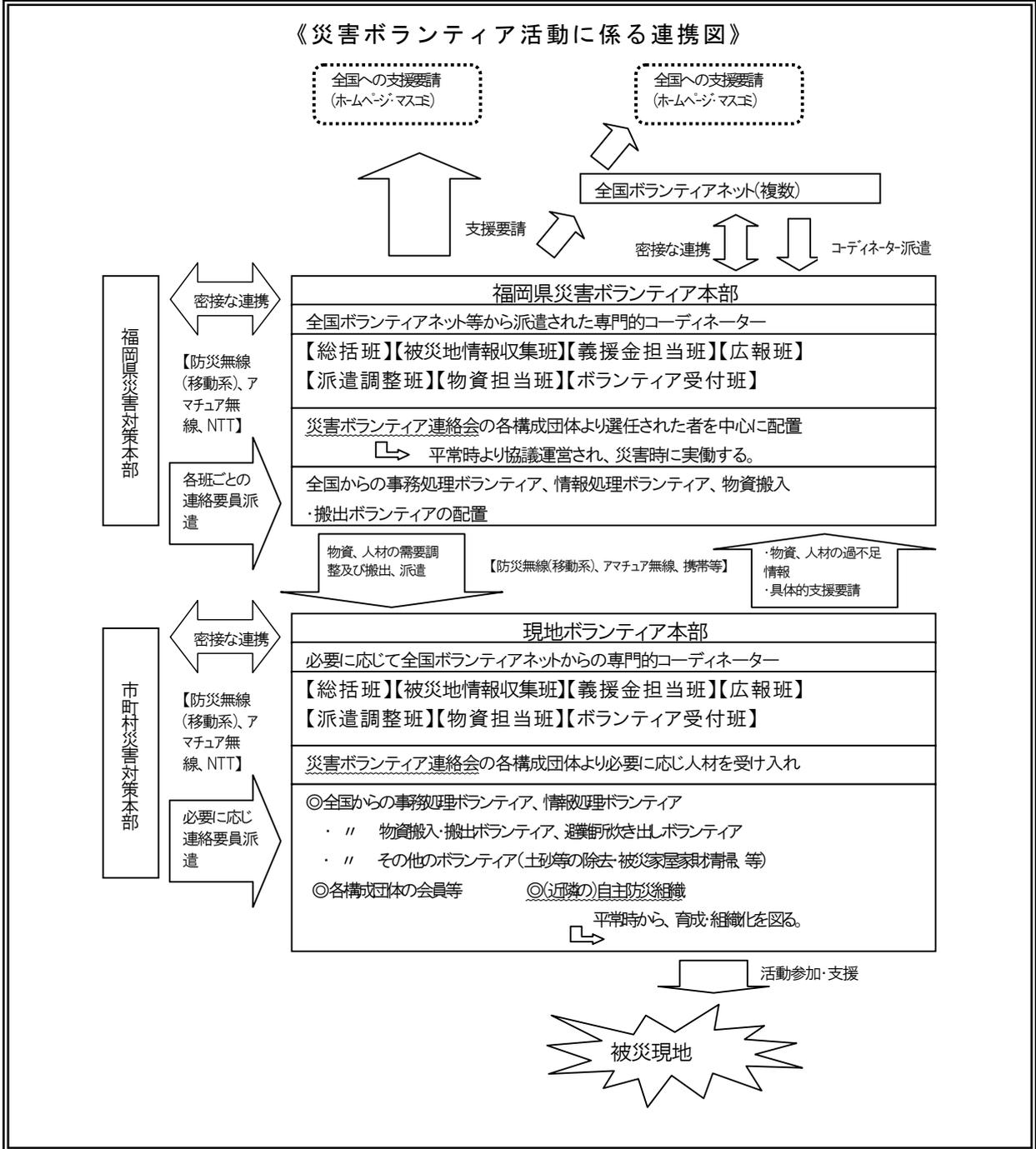
2. 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携・調整を図るとともに、現場活動を可能な限り支援するものとする。

3. 県等への情報提供と被災地のボランティアへのニーズの把握

災害対策本部は、現地災害ボランティア本部等と連携し、災害応急対策に必要な人員、対応分野、集合場所等の被災地におけるボランティアへのニーズを的確に把握し、県災害対策本部等へ情報提供を行い、関係機関との災害ボランティアの活動状況等について情報

共有に努めるものとする。



(福岡県地域防災計画第3編より引用)

第2項 ボランティアの応急活動支援

1. 一般ボランティア活動の基本的内容

ボランティアに参加・協力を求める基本的な活動内容は、次のとおりとする。なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

《ボランティアの基本的な活動内容》

- a. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- b. 避難所の運営
- c. 炊き出し、その他の災害救助活動
- d. 高齢者、傷病者等の看護
- e. 被災地の清掃及び防疫
- f. 軽易な事務の補助
- g. アマチュア無線による情報の収集、伝達
- h. その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

2. 専門ボランティア

専門ボランティアは市の災害応急対策を技術面から支援する活動を行うため、災害対策本部各班はその活動に際してはボランティアと密な調整・連携を図り、迅速かつ効果的な応急対策活動が図れるよう努める。

(1) 派遣要請

医師、建築士等の専門技術を有するボランティアの派遣に関しては、市はあらかじめ定める協力体制に基づき、ボランティアの対応窓口となる災害ボランティアセンターや市社会福祉協議会並びに県社会福祉協議会、医師会、建築士会等の関係機関や団体と協議のうえ、派遣要請及び受入れを行う。

(2) 災害救援専門ボランティアの派遣

県の災害救援専門ボランティア派遣に関しては、災害対策本部の各班の担当者が窓口となり、医師、看護師、介護福祉士、応急危険度判定士等の有資格者及びボランティア団体でのボランティアリーダー等の経験をもつ専門ボランティアの派遣について県へ要請し、各班にて受入れを行う。

(3) 避難行動要支援者を支援するボランティアの派遣については市社会福祉協議会と緊密に連携しつつ対応する。

3. 市のボランティアへの活動支援

市は、現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

《市のボランティアへの支援内容》	
a.	災害ボランティア本部の場所の提供
b.	災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
c.	資機材等の提供
d.	職員の派遣（災害対策本部は災害ボランティア本部への対策班員派遣についても、災害の態様や被災者のニーズ等を踏まえて検討していく）
e.	被災状況についての情報提供
f.	その他必要な事項

4. 民間団体の活用

大規模な災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、市長は民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、災害応急対策にあたる。

《民間団体の組織と活動内容》		
被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会	a. 応援を必要とする理由	a. 被災者に対する炊出作業
自主防災組織	b. 作業の内容	b. 被災者に対する救出作業
土木建築業者	c. 従事場所	c. 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	d. 就労予定時間	d. 清掃防疫援助作業
漁業協同組合	e. 所要人員	e. 被害状況の通報連絡作業
森林組合	f. 集合場所	f. 応急復旧作業現場における軽微な作業
商工会議所	g. その他参考事項	g. その他必要とする作業
その他の団体		